

職域サポートローン「来店型」

2022年5月10日現在

1. 商品名	○職域サポートローン「来店型」 一般社団法人しんきん保証基金保証付
2. ご利用いただける方	○以下のすべての条件を満たす方 ①当金庫の会員資格を有する方 ②Hiroshima Big Advance会員事業所の経営者の方、または従業員の方（パート・アルバイト等の非正規社員の方を含みます。） ③お申込み時の年齢が満20歳以上の方 ④日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方 ⑤保証会社の保証を受けられる方
3. お使いみち	○お申込人またはお申込人のご家族が必要とする次の資金 ①自動車関連資金（オートバイ、自転車を含む） 購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可）、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許証取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ②教育関連資金 ・就学する学校等への納付金（最長1年分） ・就学に係る付帯費用（最長1年分、100万円以内） ※ 申込日時時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払い済み資金も可 ③住宅・リフォーム関連資金 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ※ 上記に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可（ただし、上記と合わせた申込で100万円以内） ※ 申込日時時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金（売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可 ④借換資金 お申込人が、①②③をお使いみちとして借入れたローン（無担保）の借換え資金（借換に伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※ご家族とは、配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫とします。 ※借換え対象は、金融機関、信販会社等からの借入れとします。 ※当金庫ローンの借換えは、ご利用中のローン商品によっては、対象とならない場合がございます。 ○次のいずれかに該当するものは、ご利用いただけません。 ◇支払先が、お申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業 ◇個人間売買による購入費用 ◇支払済資金（上記②③は除きます。）
4. ご融資金額	○500万円以内（1万円単位） ※一般社団法人しんきん保証基金が保証する他の無担保ローンの合計額が一定範囲内であることが必要となります。 ※当金庫からのお借入れ総額が700万円を超える場合には、当金庫に出資していただき、会員となっておいただく必要があります。その場合、別途ご融資実行時までに出資金（5千円以上）が必要となります。
5. ご融資期間	○3ヵ月以上10年以内（1ヵ月単位）

6. ご融資金利		
(1) 金利種類	○固定金利	
(2) 優遇金利	○下表①、②の合計で最大1.0%まで金利を優遇いたします。	
	①お取引による優遇（合計で最大△0.8%）	
	■給与振込を当金庫にご指定の方（*1）	△0.3%
	■当金庫の住宅ローンをご利用の方	△0.3%
	■当金庫のしんきん保証基金保証付カードローンをご契約中の方、または新規ご契約いただける方（*2）	△0.1%
	■公共料金または税金口座振替契約が1項目以上ある方	△0.1%
	②お申込み方法による優遇（△0.1%または△0.2%）	
	■インターネットで仮審査お申込みをいただける方	△0.1%
■Web完結型でお申込みいただける方	△0.2%	
*1 給与振込金額が5万円以上で2カ月以上連続して入金がある方		
*2 新規ご契約の場合は、極度額50万円以上に限りません。		
7. ご融資方法	○ご融資金は、原則として購入先等に当金庫から直接振込いたします。	
8. ご返済方法		
(1) 約定返済	○毎月元利均等返済または元金均等返済 ○元金返済据置期間は6ヵ月以内まで可能です。 ○ボーナス時増額返済は6ヵ月毎で、ご融資額の50%以内とします。 ○お客さまの預金口座より自動振替いたします。 ○返済日は、ご都合にあわせて任意の日を指定いただけます。 ※初回返済日は、原則借入日の翌月に到来する返済日となります。 ※返済日が当金庫の休業日の場合には、その日の翌営業日が返済日となります。	
(2) 返済額の試算	○当金庫窓口または、当金庫ホームページで返済額の試算をいたします。	
(3) 繰上返済	○一部繰上返済、全額繰上返済ともに随時可能です。 ※インターネットバンキングによる繰上返済は、一部繰上返済（期間短縮型）のみ可能です。	
9. 利息受入方法	○利息は、経過分を約定返済日に後払いでお支払いいただきます。	
10. 保証人	○不要です。一般社団法人しんきん保証基金の保証とします。	
11. 担保	○不要です。	
12. 団体信用生命保険	○以下の①～④のいずれかの団体信用生命保険にご加入いただけます。 ①信用金庫リビング・ニーズ特約付団体信用生命保 ②信用金庫がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 ③信用金庫3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 ④信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 ○ご加入いただく保険の種類を問わず、ご融資金利に0.50%上乘せいたします。 ○保険料は当金庫が負担いたします。 ○健康状態や年齢等によっては、ご希望の団体信用生命保険にご加入いただけない場合がございます。	
13. 手数料・保証料等		
(1) 取扱手数料	○不要です。	
(2) 保証料	○金利に含みます。	
(3) 繰上返済手数料	○不要です。	
14. 遅延損害金	○年18.25%	

<p>15. ご用意いただくもの</p>	<p>○本人確認書類 運転免許証 ※運転免許証を取得していない場合、マイナンバーカード、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書等。ただしWEB完結型ではお取り扱いできません。</p> <p>○年収確認書類（お申込み金額が100万円を超える場合） 源泉徴収票、市区町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類、確定申告書の控、年金振込通知書等 ※自営業者の方は、現在の業種での確定申告書をご提出いただく必要がございます。</p> <p>○資金使途確認書類</p> <p>①自動車関連資金の場合 見積書、注文書、請求書等</p> <p>②教育関連資金の場合 学校発行の振込用紙、請求書等</p> <p>③住宅・リフォーム資金関連資金の場合 売買契約書、工事請負契約書、見積書、注文書、請求書のいずれか</p> <p>④借換資金の場合 借換え対象ローンの残高が確認できる書類</p>
<p>16. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時30分、電話：0120-32-8883）にお申出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3593-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、（1）お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、（2）当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部、もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>

※お申込みにあたっては当金庫所定の審査がございます。また保証会社の保証が受けられない場合など、ご希望に添えないこともあります。あらかじめご了承ください。



職域サポートローン「Web 完結型」

2022年5月10日現在

1. 商品名	○職域サポートローン「Web完結型」 一般社団法人しんきん保証基金保証付
2. ご利用いただける方	○以下のすべての条件を満たす方 ①当金庫の会員資格を有する方 ②Hiroshima Big Advance会員事業所の経営者の方、または従業員の方（パート・アルバイト等の非正規社員の方を含みます。） ③お申込み時の年齢が満20歳以上の方 ④日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方 ⑤保証会社の保証を受けられる方
3. お使いみち	○お申込人またはお申込人のご家族が必要とする次の資金 ①自動車関連資金（オートバイ、自転車を含む） 購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可）、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許証取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ②教育関連資金 ・就学する学校等への納付金（最長1年分） ・就学に係る付帯費用（最長1年分、100万円以内） ※ 申込日時時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払い済み資金も可 ③住宅・リフォーム関連資金 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ※ 上記に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可（ただし、上記と合わせた申込で100万円以内） ※ 申込日時時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金（売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可 ④借換資金 お申込人が、①②③をお使いみちとして借入れたローン（無担保）の借換え資金（借換に伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※ご家族とは、配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫とします。 ※借換え対象は、金融機関、信販会社等からの借入れとします。 ※当金庫ローンの借換えは、ご利用中のローン商品によっては、対象とならない場合がございます。 ○次のいずれかに該当するものは、ご利用いただけません。 ◇支払先が、お申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業 ◇個人間売買による購入費用 ◇支払済資金（上記②③は除きます。）
4. ご融資金額	○500万円以内（1万円単位） ※一般社団法人しんきん保証基金が保証する他の無担保ローンの合計額が一定範囲内であることが必要となります。 ※当金庫からのお借入れ総額が700万円を超える場合には、当金庫に出資していただき、会員となっておいただく必要があります。その場合、別途ご融資実行時までに出資金（5千円以上）が必要となります。
5. ご融資期間	○3ヵ月以上10年以内（1ヵ月単位）

6. ご融資金利		
(1) 金利種類	○固定金利	
(2) 優遇金利	○下表①、②の合計で最大1.0%まで金利を優遇いたします。	
	①お取引による優遇（合計で最大△0.8%）	
	■給与振込を当金庫にご指定の方（*1）	△0.3%
	■当金庫の住宅ローンをご利用の方	△0.3%
	■当金庫のしんきん保証基金保証付カードローンをご契約中の方、または新規ご契約いただける方（*2）	△0.1%
	■公共料金または税金口座振替契約が1項目以上ある方	△0.1%
	②お申込み方法による優遇（△0.1%または△0.2%）	
	■インターネットで仮審査お申込みをいただける方	△0.1%
	■Web完結型でお申込みいただける方	△0.2%
	*1 給与振込金額が5万円以上で2カ月以上連続して入金がある方 *2 新規ご契約の場合は、極度額50万円以上に限りません。	
7. ご融資方法	○ご融資金は、原則として購入先等に当金庫から直接振込いたします。	
8. ご返済方法		
(1) 約定返済	○毎月元利均等返済 ○ボーナス時増額返済は6ヵ月毎で、ご融資金額の50%以内とします。 ○お客さまの預金口座より自動振替いたします。 ○返済日は、ご都合にあわせて任意の日を指定いただけます。 ※初回返済日は、原則借入日の翌月に到来する返済日となります。 ※返済日が当金庫の休業日の場合には、その日の翌営業日が返済日となります。	
(2) 返済額の試算	○当金庫窓口または、当金庫ホームページで返済額の試算をいたします。	
(3) 繰上返済	○一部繰上返済、全額繰上返済ともに随時可能です。 ※インターネットバンキングによる繰上返済は、一部繰上返済（期間短縮型）のみ可能です。	
9. 利息受入方法	○利息は、経過分を約定返済日に後払いでお支払いいただきます。	
10. 保証人	○不要です。一般社団法人しんきん保証基金の保証とします。	
11. 担保	○不要です。	
12. 団体信用生命保険	○Web完結型ではお取扱いできません。団体信用生命保険へのご加入を希望される場合には、来店型でのお取扱いとなります。	
13. 手数料・保証料等		
(1) 取扱手数料	○不要です。	
(2) 保証料	○金利に含みます。	
(3) 繰上返済手数料	○不要です。	
14. 遅延損害金	○年18.25%	

<p>15. ご用意いただくもの</p>	<p>○本人確認書類 運転免許証 ※運転免許証を取得していない場合、マイナンバーカード、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書等。ただしWEB完結型ではお取り扱いできません</p> <p>○年収確認書類（お申込み金額が100万円を超える場合） 源泉徴収票、市区町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類、確定申告書の控、年金振込通知書等 ※自営業者の方は、現在の業種での確定申告書をご提出いただく必要がございます。</p> <p>○資金使途確認書類</p> <p>①自動車関連資金の場合 見積書、注文書、請求書等</p> <p>②教育関連資金の場合 学校発行の振込用紙、請求書等</p> <p>③住宅・リフォーム資金関連資金の場合 売買契約書、工事請負契約書、見積書、注文書、請求書のいずれか</p> <p>④借換資金の場合 借換え対象ローンの残高が確認できる書類</p>
<p>16. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時30分、電話：0120-32-8883）にお申出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3593-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、（1）お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、（2）当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部、もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>

※お申込みにあたっては当金庫所定の審査がございます。また保証会社の保証が受けられない場合など、ご希望に添えないこともあります。あらかじめご了承ください。

